

■定義	
(7)パブリックコメント中の「町長等」は、「行政機関」とした方が良いのではないか。 同じく、パブリックコメントの定義中、「町民の意見を聴取するとともに、これに対する町長等の考え方を公表する」を「町民の意見を聴取するとともに、行政機関は受け取った意見をもとに案を修正、あるいは修正しなかった場合は、その理由を公表します。」としてはどうか。「まちづくり」の定義があっても良いのではないか。	前述の定義の中で、町長、教育委員会、選挙管理委員会等の行政機関を「町」と決めましたので、この場合は「町」とします。 パブリックコメントの詳しい内容は、パブリックコメント手続を定める条例によることとし、ここでは簡便な表現にとどめたく、原案のとおりといたします。 「まちづくり」については、前文の中でうたっているため、定義しないこととしました。
■第3条(基本原則) の関係	
(1)中で、「まちづくりに関する情報」ではなく、「自治に関する情報」ではないか。	地方自治のみならず町独自の施策についても規定していることと、なるべく平易な表現ということで「自治」を「まちづくり」と表現しています。 このため、条例の名称も「幌延町自治基本条例」ではなく「幌延町まちづくり基本条例」としています。
■第9条(町民参加の推進) の関係	
第2項で必要な事項は、別に定めるとしているが、具体的に作る展望はあるか。	基本条例の精神に則り、必要な条例を制定するように町に提言します。
■第15条(事業者等の権利及び責務) の関係	
「事業者等」とは、どのような事業者を想定しているか。	「事業者」とは、一般の企業にとどまらず、非営利活動団体なども含みます。
■第32条(安全安心なまちづくり) の関係	
第32条(安全安心なまちづくり) について、問寒別では消防で子供たちを見守る「スクールガード」を作っているが、何か具体的な組織を作る考えはありますか。	第32条から第34条までの項目に係る具体的な事項は、第9条第2項同様に、今後、必要な指針なり条例を制定するよう町に提言します。
災害時に備えた情報の共有について具体的な検討はなされているのか。 幌延町は、危機管理体制について遅れていると思う。	災害時の要援護者避難の観点から、関係機関の情報共有について、検討するよう町に提言します。 町に確認したところ、近年、発生した災害時において、対応の不備等は無く、危機管理体制が遅れていることは無いとのことでした。また、一方で防災計画の見直しが行われていないのも事実で、しっかり取り組むよう町に提言します。
■第34条(子育てと人づくりの推進) の関係	
「子供は国の宝、社会の宝」を「子供は国の宝、老人はまちの財産」にしたかどうか。	老人が町の財産であることは十分認識し、町においても様々な対応をしてきたと認識しています。 この条文は、少子化時代における子育てと人づくりの推進について設けたので、そのままとします。
■第36条(最高規範性) の関係	
「この条例は、町が定める最高規範であり、」を「この条例は、自治の基本的事項について町が定める最高規範であり」にしてはどうか。	ご意見のとおり文言を加えさせていただきますが、本条例では「自治」を「まちづくり」と言い換えていますので、「この条例は、まちづくりの基本的事項について町が定める最高規範であり」に致します。
■第37条(条例の見直し) の関係	
5年ではなく、4年ではいかがか。	町の基本条例なので、毎年見直しするものではないが、社会経済情勢の変化に適合しているかどうか検討する必要があると考え、区切りの目安として5年としました。 ただし、「5年を超えない期間」としているのので、必要がある場合は3年でも4年でも見直しが可能なので、現行のままとします。
■その他	
町民周知について、広報誌等で掲載されているがなかなか読まれない。アンケート調査をしてはどうか。(回答するには読まなければならない。)	基本条例については、出来るまでの過程が大事との観点から、検討委員会での議論を町広報誌で毎月のように掲載しお知らせしてきました。 しかし、読まれないのでは意味がなく「分かりやすい」表現が出来ていないと反省しています。 今後の周知について、内容によってアンケート調査が有効な場合は実施します。